

会 議 録（書面開催）	
令和2年度 第1回 和光市国民健康保険運営協議会	
開 催 年 月 日	令和2年5月13日（水）～5月29日（金）
審 議 委 員	
石山 恒征、佐々木 好評、清水 善行、鈴木 正敏、和田 百合子、菅野 隆、佐々木 淳、佐藤 貴映、原 彰男、大友 絹江、小田原 紀慧子、津川 知子、山崎 操、金子 正義（会長） （14人）	
諮 問 事 項	
1 和光市国民健康保険条例の一部改正について 2 令和2年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	
書 面 審 議 概 要	
諮問事項について、令和2年5月13日から5月29日までの期間、14人の委員から回答が得られた。両諮問ともすべての回答が承認であり、原案のとおり決定した。それらを取りまとめた結果を会長へ通知し、会長が運営協議会の総意として市長あてに答申した。	
委員からの質問と回答	
改正後附則4の給与等の支払いを受けている被保険者に該当する対象被保険者数は、どのくらいになりますか。	約6,000人です。
改正内容→対象者→③新型コロナウイルス感染症に感染、又は発熱等の症状があり感染が疑われ・・・ その判断基準について質問させていただきます。 どのように判断しますか？ 例えば、保健所・病院の診断書による	(1)事業主が新型コロナウイルス感染症（発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む。）により、労務に服することができなかった期間の勤務状況及び賃金支給状況等を証明したもの (2)医療機関が傷病名、労務不能と認めた期間等を証明したもの 以上、2点により判断する予定です。
報道によると和光市の新型	4月までの和光市での感染者は20人で、今後も同様の

<p>コロナウイルスの感染者は、20人をわずかに越えた人数となっていますが、今後どのような見通しで予算化されたのでしょうか。</p>	<p>ペースで感染者が発生すると想定し、国民健康保険加入者の人口に対する割合で算出しています。</p>
<p>歳出の傷病手当金は予算科目の新設になりますが、補正予算の1,186千円ほどの様な積算ですか、国から交付される特別交付金額が示された額の計上ですか。</p>	<p>歳出の傷病手当金予算額の積算根拠については、次のとおりです。国からの交付金額については、国の基準に基づいて傷病手当金を支給する場合には、全額財政支援を受けることができることから、歳出の積算に基づき、同額を計上したものです。</p> <p>(1) 想定支給対象者数 16人（感染者8人、感染が疑われる者8人）</p> <p>令和2年1月から4月までの和光市の感染者数 20人 → 月平均5人</p> <p>和光市人口に対する国保被保険者数の割合 0.172 (14,429人（被保険者数）／83,821人（人口）=0.172)</p> <p>国保被保険者の感染者数月平均 5人×0.172=0.86人</p> <p>支給対象期間（1月から9月までの9カ月間）の感染者数 0.86人×9カ月≒8人</p> <p>感染が疑われる者については、感染者と同数の8人を想定</p> <p>(2) 想定支給単価 4,939円</p> <p>埼玉県の最低賃金 926円／時間</p> <p>8時間勤務（労働基準法第32条から）と仮定する → 日額 7,408円（926円×8時間）</p> <p>支給率は2／3 → 支給額（日額） 4,939円 (7,408円×2/3=4,939円)</p> <p>(3) 想定支給日数（労務不能期間） 感染者20日、感染が疑われる者10日</p> <p>感染者 → 週5日勤務×4週と想定 20日</p> <p>感染が疑われる者 → 週5日勤務×2週と想定 10日</p> <p>(4) 予算額 1,185,360円</p> <p>感染者 → 4,939円×20日×8人=790,240円</p>

	<p>感染が疑われる者 → 4,939円×10日×8人=395,120円</p>
<p>保健事業費・保健衛生普及活動費の傷病見舞金は、市の独自事業の予算化ということですが、支給基準、支給額はどの様なものですか</p>	<p>支給基準、支給額については次のとおり予定しています。</p> <p>1 対象者</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症発症時に和光市国民健康保険被保険者であること。</p> <p>(2) 主たる収入が事業収入、不動産収入又は山林収入（以下「事業収入等」という。）であること。</p> <p>(3) 和光市国民健康保険傷病手当金の支給を受けていない者</p> <p>2 支給要件</p> <p>前条の対象者のうち令和2年1月1日から令和2年9月30日の間に新型コロナウイルス感染症に感染した者で、その療養等の期間について事業活動の休業又は縮小等を余儀なくされた者に対し傷病見舞金を支給する。</p> <p>3 支給額</p> <p>1人20万円とする。</p>